

第四百七十七回
国 会

参議院交通・情報通信委員会會議録第六号

平成十二年三月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十一日

辞任
岩城 光英君

補欠選任
岡 利定君

三月二十二日

辞任
岡 利定君

補欠選任
岩城 光英君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

齋藤 勁君

景山俊太郎君

釜本 邦茂君

築瀬 進君

洲上 貞雄君

岩城 光英君

加藤 紀文君

鹿熊 安正君

鈴木 政二君

田中 直紀君

野沢 太三君

山内 俊夫君

谷林 正昭君

内藤 正光君

吉田 久之君

日笠 勝之君

筆坂 秀世君

宮本 岳志君

戸田 邦司君

岩本 莊太君

国務大臣

運輸大臣 二階 俊博君

政務次官

運輸政務次官 鈴木 政二君

事務局側

常任委員会専門 館野 忠男君

本日の會議に付した案件

○港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(齋藤勁君) ただいまから交通・情報通信委員会を開会いたします。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。二階運輸大臣。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

港湾運送事業は、海陸の結節点である港湾において貨物の船舶への積み込み等を行うもので、海上物流にとって不可欠な事業であるとともに、我が国における経済活動や国民生活を維持していく上で極めて重要な役割を果たしているところであります。

一方、近年各国の港湾の間において国際的な競争が進展する中で、コンテナの取扱量などにおいて我が国港湾の東アジアにおける相対的地位は大きく低下しつつあり、その原因の一つとして、我が国港湾運送の事業者間の競争が行われにくく、船会社、荷主のニーズに合ったサービスが提供されにくくなっているという点が指摘されているところであります。

今後、我が国港湾が東アジアの主要港に伍して将来にわたって効率的な物流サービスを提供していくためには、特に海上輸送の主流を占めているコンテナ貨物の積みおろしについて、より一層の効率化、サービスの向上が求められているところであります。

このような状況を踏まえ、コンテナ貨物の積みおろしの用に供する港湾のうち、国民経済上特に重要なものにおいて行われる一般港湾運送事業等について、需給調整規制の廃止を初めとする規制の見直しを通じて事業者間の競争を促進し、事業の効率化や多様なサービスの提供を図ることが求められているところであります。

一方、港湾運送事業はその特性から過去に混乱の歴史を経験したという事実にかんがみ、規制の見直しに当たっては、不適格な事業者の参入や行き過ぎた料金競争による港湾運送の混乱というような事態が生ずることのないよう、港湾運送の安定化に一定の配慮を行う必要もあります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、コンテナ貨物の積みおろしの用に供する港湾のうち、国民経済上特に重要な特定港湾における一般港湾運送事業等に係る参入について、免許制を許可制として、事業の適切性を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、特定港湾における一般港湾運送事業等に係る運賃及び料金の設定または変更については、認可制から事前届け出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときは、これを変更することを命ずることができるとしてあります。

第三に、特定港湾における一般港湾運送事業等に係る休業止について、許可制を事前届け出制とすることとしてあります。

第四に、免許制のもとにおける下請制限の規定等必要なものについては、許可制となる特定港湾における一般港湾運送事業等についても準用することとしてあります。

第五に、不適格な事業者の参入を防止するため、港湾運送事業の免許または許可の欠格事由の拡充を行うとともに、罰則に關し所要の見直しを行うこととしてあります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(齋藤勁君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十四時散会

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、港湾運送事業法の一部を改正する法律案

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二章第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律で「特定港湾」とは、コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものとして政令で定めるものをいう。

第四條第一項中「前條第一号」を「特定港灣以外の港灣において前條第一号」に、「港灣運送事業」を「港灣運送事業（以下「一般港灣運送事業等」という。）を」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一般港灣運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の免許を受けた者は、当該免許に係る港灣を起点又は終点とする指定区間においても、当該免許に係る一般港灣運送事業等を営むことができる。

第四條第二項中「前條第一号から第四号までに掲げる港灣運送事業」を「一般港灣運送事業等」に改める。

第六條第一項第二号中「第三條第一号から第四号までに掲げる港灣運送事業」を「一般港灣運送事業等」に改め、同條第二項第一号中「一年以上の懲役又は禁錮」を「禁錮以上」に、「二年」を「五年」に改め、同項第二号中「港灣労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十条第一項又は職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四十四条」を「港灣運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十一条第七項を除く。」に改め、「以上」を削り、「二年」を「五年」に改め、同項第三号中「免許」の下に「又は許可」を加え、「二年」を「五年」に改め、「者」の下に「（当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）」を加え、同項第五号中「（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）」を削る。

第十二條の見出し中「運賃、料金及び」を「運賃及び料金並びに」に改め、同條中「第九條第一

項及び前條第一項の規定により認可を受けた運賃、料金及び」を「運賃及び料金（特定の荷主又は船舶運航事業者に限つて定められたものを除く。）並びに」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第二十二條の五の見出し中「割りもどし」を「割戻し」に改め、同條中「第二十二條の三」を「第二十二條の四」に改め、第二章中同條を第二十二條の六とし、第二十二條の二から第二十二條の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十二條の次に一條を加える。

（特定港灣における一般港灣運送事業等）

第二十二條の二 特定港灣において一般港灣運送事業等を営もうとする者は、一般港灣運送事業等の種類及び特定港灣ごとに運輸大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港灣運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る特定港灣を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港灣運送事業等を営むことができる。

第五條（第一項第四号に係る部分を除く。）及び第六條（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第五條第二項中「事業の収支見積」とあるのは、「資金計画」と読み替えるものとする。

3 特定港灣における一般港灣運送事業等の許可を受けた者（以下「特定港灣一般港灣運送事業者等」という。）は、運輸省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定港灣一般港灣運送事業者等に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いを

するものであるとき。

二 他の特定港灣一般港灣運送事業者等との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

5 特定港灣一般港灣運送事業者等は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

6 第十條、第十二條、第十四條から第十五條の二まで、第十七條、第十七條の二、第十八條第四項から第六項まで（第六項にあつては、第四項に係る部分に限る。）、第十八條の二、第十八條の三、第二十一條及び第二十二條の規定は特定港灣一般港灣運送事業者等について、第十一條、第十三條並びに第十六條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は特定港灣における一般港灣運送事業の許可を受けた者（以下「特定港灣一般港灣運送事業者」という。）について、同條第三項から第六項までの規定は特定港灣における港灣荷役事業等の許可を受けた者について準用する。この場合において、同條第二項から第四項までの規定中「港灣運送事業者」とあるのは「特定港灣一般港灣運送事業者等」と、第十七條第二項及び第十八條第六項中「第六條」とあるのは「第二十二條の二第二項において準用する第六條（第一項第一号に係る部分を除く。）」と、同條第五項中「第四條第一項」とあるのは「第二十二條の二第二項」と、第二十一條第一号中「運賃及び料金又は港灣運送約款」とあるのは「港灣運送約款」と読み替えるものとする。

7 特定港灣における一般港灣運送事業等についての第十八條第三項及び第六項（第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定の適用については、同條第三項中「免許」とあるのは「許可」と、同條第六項中「第六條」とあるのは「第二十二條の二第二項」とする。

8 第二十條第二項の規定は、解散する法人の経営する港灣運送事業が特定港灣（特定港灣を起点又は終点とする指定区間を含む。）における一般港灣運送事業等のみである場合には、適用しない。

第二十三條中「港灣運送事業者（検査事業等の免許を受けた者を除く。以下本章において同じ。）を」を「一般港灣運送事業者等の免許を受けた者及び特定港灣一般港灣運送事業者等（以下この章において「一般港灣運送事業者等」という。）に改める。

第二十四條中「左に」を「次に」に、「港灣運送事業者」を「一般港灣運送事業者等」に、「且つ」を「かつ」に、「港灣運送事業」を「一般港灣運送事業等」に改める。

第二十五條及び第二十八條中「港灣運送事業者」を「一般港灣運送事業者等」に改める。

第二十九條第二項中「港灣運送事業者」の下に「（特定港灣一般港灣運送事業者等を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第三十一條中「免許の取消」を「免許若しくは許可の取消し」に、「港灣運送事業における基本的な」を「又は港灣運送事業における」に改め、「又は公益命令若しくはその補償額の決定」を削り、「はかり」を「諮り」に改め、ただし書を削る。

第三十二條第一項中「第二十一條」の下に「（第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。）又は第二十二條の二第四項」を加え、同條第二項中「港灣運送事業（検査事業等を除く。）」を「一般港灣運送事業等」に改め、「免許」の下に「若しくは許可」を、「許可」の下に「若しくは届出の受理」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第三十三條の二第一項中「又ははしけ運送事業の免許を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）を」を「はしけ運送事業の免許を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）、特定港灣一般港灣運送事業者又は特定港灣におけるはしけ

運送事業の許可を受けた者(以下「特定港湾はしけ運送事業者」という。)に改め、「当該事業の免許」の下に「又は許可」を、含み、一般港湾運送事業者の下に「又は特定港湾一般港湾運送事業者」を加え、「又ははしけ運送事業者」を、「はしけ運送事業者、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者」に改め、「第十八条第五項」の下に「(第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第九條」を「第九條の規定は一般港湾運送事業者又ははしけ運送事業者が行う前項の運送について、第二十二條の二第三項及び第四項の規定は特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者が行う前項の運送について、第十條」に、「前項」を「同項」に、「第三十三條の二第一項」を「第三十三條の二第一項」に改める。

第三十三條の三「第二條第四項」を「この法律」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 罰則

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項の規定による免許又は第二十二條の二第一項の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者

二 第四條第二項の規定による業務の範囲の限定に違反して一般港湾運送事業等を営んだ者

三 第十四條(第二十二條の二第六項及び第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。(の)の規定に違反した者

第三十五條 第二十二條(第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の規定による登録を受けないで職業として検査等に従事した者

二 第十六條の三第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十七條 第十八條の二第一項(第二十二條の二第六項及び第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項(第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者

二 第十條(第二十二條の二第六項、第二十二條の六及び第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反して運賃又は料金の割戻しをした者

三 第十一條第一項(第二十二條の二第六項及び第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた港湾運送約款によらないで、運送契約を締結した者

四 第十五條(第二十二條の二第六項及び第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。、第十五條の二(第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。又は第十六條の二の規定に違反した者

五 第十六條第六項(第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。、第十七條の二第二項(第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。又は第二十一條(第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

六 第十七條第一項(第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。の規定による認可

可を受けないで事業計画を変更した者

七 第二十條第一項の規定による許可を受けないで事業を休止し、又は廃止した者

八 第二十二條の二第三項(第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。又は第二十二條の四の規定による届出をしない、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者

九 第二十二條の二第四項(第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。又は第二十二條の五第一項の規定による命令に違反して運賃又は料金を収受した者

十 第三十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第三十三條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に關して第三十四條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第四十條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十二條(第二十二條の二第六項、第二十二條の六及び第三十三條の二第二項)において準用する場合を含む。又は第三十二條の二の規定による揭示若しくは表示をせず、又は虚偽の揭示若しくは表示をした者

二 第十七條第三項(第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。又は第二十二條の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二條の二第五項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(特定港湾における一般港湾運送事業等に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の港湾運送事業法(以下「旧法」という。)第四條第一項の免許を受けている者であつてこの法律による改正後の港湾運送事業法(以下「新法」という。)第二十二條の二第一項に規定する特定港湾における一般港湾運送事業等を営む者に該当する者は、この法律の施行の日以前に同項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による免許に業務の範囲の限定又は条件若しくは期限が付されているときは、当該業務の範囲の限定又は条件若しくは期限は、新法の規定による許可に付されたものとみなす。
第三条 この法律の施行の際現に旧法第九條第一項の認可を受けている運賃及び料金であつて新法第二十二條の二第三項の規定が適用される運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。
第四条 前二條に定めるもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。
(事業の停止及び免許又は許可の取消しに関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に旧法第四條第一項の免許を受けている者又は附則第二條の規定により新法第二十二條の二第一項の許可を受けたとみなされる者に対する新法第二十二條(新法第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。の規定による事業の停止の命令又は免許若しくは許可の取消しの処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお

従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第六項中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二條の二第一項の規定による許可を受けた特定港湾一般港湾運送事業者等」を加える。

附則第十五条第三項中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二條の二第三項に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等」を、「免許」の下に「又は許可」を加える。

(登録免許税法の一部改正)
第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正)

第十条 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「免許」の下に「又は許可」を加える。

(地価税法の一部改正)
第十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号イ中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二條の二第三項(特定港湾)における一般港湾運送事業等」に規定する特

定港湾一般港湾運送事業者等」を加える。

(中央省庁等改革法関係施行法の一部改正)

第十二条 中央省庁等改革法関係施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十一條中「取消」を「取消し」に、「を削り」「はかり」を「語り」に改め、「「但し」を「ただし」に」を削る。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

別表第一第四十号を次のように改める。

四十 港湾運送事業の免許又は許可

(一) 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第四條第一項(免許)の規定による港湾運送事業の免許		
イ 一般港湾運送事業の免許	港湾の数	一港湾につき九万円
ロ 港湾荷役事業の免許	港湾の数	一港湾につき六万円
ハ はしけ運送事業の免許又はいかだ運送事業の免許	免許件数及び港湾の数	一件一港湾につき三万円
ニ 検査事業の免許、鑑定事業の免許又は検査事業の免許	免許件数	一件につき三万円
(二) 港湾運送事業法第二十二條の二第一項(特定港湾)における一般港湾運送事業等の許可		
イ 一般港湾運送事業の許可	港湾の数	一港湾につき九万円
ロ 港湾荷役事業の許可	港湾の数	一港湾につき六万円
ハ はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	許可件数及び港湾の数	一件一港湾につき三万円

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成12年度収支予算

予算総則
第一条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成12年度収支予算の収入及び支出を別表第一収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第二に定める契約種別及び放送区分に応じ、別表第三に掲げるとおりとする。

第三条 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第四に掲げるとおりとする。

第四条 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第五に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

第五条 第一項及び第二項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上ままとり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第一項及び第二項に定める訪問集金による受信料の額から別表第六に掲げる額を減ずることとする。

第六条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第七条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を放送債券若しくは長期借入金金の減額、又は長期借入金金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関する経費の支出に充てることができる。

第12条 建設積立資産繰入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産繰入れの額を増減する。

別表第1

平成12年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
事業収入		655,861,045
	受 交 付 信 料	631,321,289
	交 副 次 収 入	2,274,977
	財 務 収 入	6,905,000
	雑 収 入	4,390,779
	特 別 収 入	500,000
		10,469,000

事業支出		636,308,045
	国内 放送 送 費	267,676,695
	国際 契約 信 費	7,284,393
	受 受 広 調 給 退 職 手 当 厚 生 費	62,404,482
	研究 報 告 費	2,106,885
	調査 費	3,291,270
	管理 費	9,182,154
	業務 費	145,219,395
	支 出 費	53,923,084
	予 算 外 費	14,574,706
	特 別 費	48,348,000
	備 用 費	17,071,981
		2,219,000
		3,000,000
事業収支差金		19,553,000

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出	当 充 入 当	19,553,000
債務 積 立 債 資 産 繰 入		9,587,000
建設 積 立 債 資 産 繰 入		9,966,000

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資本収入		103,503,000
	事業 収 支 差 金 受 入	19,553,000
	減 価 償 却 資 金 受 入	48,348,000
	資 産 受 入	2,399,754
	放送債券償還積立資産繰入れ	2,560,000
	建設積立資産繰入れ	8,211,952
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入	10,000,000
	長 期 借 入	12,430,294
資本支出		103,503,000
	建 設 費	79,800,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入	1,590,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入	4,712,000

建設積立資産繰入れ	9,956,000
放 送 債 券 還 金	2,560,000
長期借入金返還金	4,885,000
資本収支差金	0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,453億9,204万5千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,340億8,904万5千円であり、経常収支差金は、113億300万円である。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

款	項	金 額	(単位 千円)
事業収入	受託業務等収入	656,000	
事業支出	受託業務等費	536,000	
事業収支差金		29,000	
事業収支差金		91,000	

事業収支差金9,100万円と受託業務等費の間接経費5億600万円を合わせた5億9,700万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別	支払区分
カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による離れ地帯又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分	支払内容
訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
	口座振替	1,345円	7,650円	14,910円
普通契約	訪問集金	905円	5,190円	10,130円
	口座振替	855円	4,890円	9,550円
衛星カラー契約	訪問集金	2,340円	13,390円	26,100円
	口座振替	2,290円	13,090円	25,520円
衛星普通契約	訪問集金	1,850円	10,630円	20,740円
	口座振替	1,800円	10,330円	20,160円
特別契約	訪問集金	1,055円	6,030円	11,760円
	口座振替	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,240円	7,110円	13,860円
	口座振替	1,190円	6,810円	13,280円
普通契約	訪問集金	750円	4,350円	8,500円
	口座振替	700円	4,050円	7,920円

衛星カラー契約	訪問集金	2,185円	12,550円	24,470円
	口座振込	2,135円	12,250円	23,890円
	口座振替	1,695円	9,790円	19,110円
衛星普通契約	口座振込	1,645円	9,490円	18,530円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減する月額	
	衛星カラー契約	衛星普通契約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	90円
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり
衛星普通契約	月額 250円

平成12年度事業計画

1 計画概説

21世紀を目前にして、放送はデジタル化による大きな変革期を迎えている。

平成12年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、あらためて、公共放送の使命と責任を自覚し、視聴者の要望に積極的にこたえつつ、公正な報道と多様で質の高い放送番組の提供に努めるとともに、高画質かつ多機能である衛星デジタル放送の発展に全力で取り組む。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、業務全般にわたる改革とその実行を一層推進し、効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者の理解と信頼を深めつつ、創造性と活力にあふれた公共放送を

実現していく。

- (1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、衛星デジタル放送開始のための設備の整備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。
- (2) 放送番組については、多様な視聴者の要望にこたえて、番組の充実を図り、公共放送の使命に徹し、信頼感のある公正で的確なニュース・情報番組及び人々の共感を呼ぶ豊かで潤いのある番組の提供に努めるとともに、地域に密着した放送サービス及び字幕放送の充実を行う。

また、第27回オリシビック・ソフトニ一大会及び第42回衆議院議員総選挙の放送番組を特別編成するとともに、九州・沖縄サミット関連放送を実施する。

- (3) 衛星デジタル放送については、平成12年12月から開始する。
- (4) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を行う。
- (5) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。
- (6) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。
- (7) 調査研究については、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。
- (8) 経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
- (9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。
- (10) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に50億1,700万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に122億100万円、演奏所の整備に208億6,400万円、放送番組設備の整備に247億9,100万円、研究設備の整備等に169億2,700万円、総額798億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星デジタル放送開始のための設備など衛星放送設備の整備を行う。

これらに要する経費は、50億1,700万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外国電波送信による離視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、90億9,700万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波送信等に対する受信改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、31億400万円である。

(4) 演奏所整備計画

放送会館については、大阪放送会館の建設を継続するとともに、北九州放送会館の建設に着手する。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。

これらに要する経費は、208億6,400万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

ハイビジョン放送充実のための設備の整備を行うとともに、非常災害時における緊急報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行う。また、地域放送の充実のための設備の整備を行うほか、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、247億9,100万円である。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

放送技術研究所の建設を継続するとともに、新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行う。また、NHKアークの建設に着手するほか、宿舍等の整備を行う。

これらに要する経費は、136億9,200万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、32億3,500万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア テレビジョン放送については、総合放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、災害等緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、創造的な文化・教養番組及び娯楽番組などの調和ある編成を行う。

番組内容については、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の刷新・強化を図る。あわせて、週末及び夜間に多様な視聴者の要望にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、視聴者とのふれあいを大切にした公開参加番組の一層の充実や公共放送の真価を発揮する大型企画番組の積極的な編成を行う。

教育放送は、放送時間を拡大し、日曜深夜を除いて1日24時間を基本とした放送時間とし、次世代を担う青少年少女に向けた番組をさらに強化するとともに、学校放送番組、福祉番組及び生活実用番組等の充実を図る。

衛星放送については、第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、国際情報と国内情報を機動的に伝える番組や内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、公開番組や地域に密着した番組を開発するなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。また、12月から、デジタル衛星第1テレビジョン及びデジタル衛星第2テレビジョンにおいて、それぞれ、衛星第1テレビジョン及び衛星第2テレビジョンと同じ内容のサイマル放送を実施する。

ハイビジョン放送については、1日11時間を基本として弾力的に実施し、魅力的な番組の開発に努めるとともに、ハイビジョンによるニュースを積極的に開発する。また、デジタルハイビジョン放送開始後は、デジタルハイビジョン放送と同じ内容のサイマル放送を実施する。デジタルハイビジョン放送については、12月から1日24時間を基本とした放送を実施し、高

画質・高音質の特性を生かした幅広い分野の多様な番組を積極的に編成するとともに、デジタル放送の普及促進を図る。

ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に迅速かつ的確に対応するため柔軟な編成を行う。第2放送は、9月までは、1日18時間30分の放送時間、10月からは、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組の一層の充実を図るとともに、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を中心に、多様な分野の音楽番組を編成する。

地域放送については、それぞれの地域に密着したきめ細かなニュースや生活情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実を図る。放送時間は、総合放送で1日2時間30分、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

補完放送については、テレビジョン文字放送及びFM文字放送を行うとともに、衛星デジタル放送において、データ放送及び番組ガイドの放送を行うほか、テレビジョン放送の一部の番組について、字幕放送、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。テレビジョン文字放送及びFM文字放送においては、ニュース等の各種情報を提供する。データ放送においては、デジタルの特性を生かした新しいサービスを行う。字幕放送においては、ニュースの字幕放送を開始するなど聴覚障害者向けの放送を行い、解説放送においては、視覚障害者向けの放送を行う。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信とともに、海外の日本人への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,917億8,860万1千円、番組の編成企画等に143億8,273万6千円で、総額2,061億7,138万7千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に對應し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、615億535万8千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,676億7,669万5千円となり、前年度2,522億9,212万7千円に対して、153億8,456万8千円の増額となる。

(2) 国際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実・強化を図る。このほか、北米向けの放送を1日7時間程度、欧州向けの放送を1日6時間30分程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。

これらに要する経費は、総額72億8,439万3千円となり、前年度76億4,691万5千円に対して、3億6,252万2千円の減額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、自動表示メッセージの活用等による効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

これらに要する経費は、総額624億448万2千円となり、前年度610億8,298万2千円に対して、13億2,150万円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星デジタル放送の円滑な受信に向けた取組を推進し、積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額21億688万5千円となり、前年度20億4,984万2千円に対して、5,704万3千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

これらに要する経費は、総額32億9,127万円となり、前年度31億3,071万9千円に対して、1億6,055万1千円の増額となる。

(6) 調査研究

放送技術については、地上デジタル放送の実現に向けた伝送技術等の研究開発やニュース音声の自動字幕化の精度向上と高速化の研究をさらに推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。放送番組に関しては、国民生活時間調査や番組視聴状況調査を実施するなど視聴者の意向的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額91億8,215万4千円となり、前年度85億4,382万4千円に対して、6億3,833万円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、前年度1,474億2,460万9千円に対して、22億521万4千円の減額となり、総額1,452億1,939万5千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職年金拠出金の増等により、前年度517億2,387万円に対して、22億521万4千円の増額となり、総額539億2,908万4千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、局舎の維持補修経費の増等により、総額145億7,470万6千円となり、前年度143億4,150万4千円に対して、2億3,320万2千円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は6億5,600万円、支出は5億6,500万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
年度初頭契約件数	25,424,000	25,505,000	△ 81,000
年度内新規契約件数	2,316,000	2,335,000	△ 19,000
年度内解約件数	2,486,000	2,416,000	70,000
年度内増加契約件数	△ 170,000	△ 81,000	△ 89,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
年度初頭免除件数	925,000	960,000	△ 35,000
年度内新規免除件数	54,000	77,000	△ 23,000
年度内解約件数	33,000	112,000	△ 79,000
年度内増加免除件数	21,000	△ 35,000	56,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
年度初頭契約件数	534,000	593,000	△ 59,000
年度内新規契約件数	0	7,000	△ 7,000
年度内解約件数	60,000	66,000	△ 6,000
年度内増加契約件数	△ 60,000	△ 59,000	△ 1,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
年度初頭免除件数	69,000	75,000	△ 6,000
年度内新規免除件数	1,000	1,000	0
年度内解約件数	5,000	7,000	△ 2,000
年度内増加免除件数	△ 4,000	△ 6,000	2,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
-----	--------	--------	-----

年度初頭契約件数	9,971,000	9,369,000	602,000
年度内新規契約件数	1,223,000	1,066,000	157,000
年度内解約件数	523,000	464,000	59,000
年度内増加契約件数	700,000	602,000	98,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
年度初頭免除件数	38,000	37,000	1,000
年度内新規免除件数	5,000	7,000	△ 2,000
年度内解約件数	2,000	6,000	△ 4,000
年度内増加免除件数	3,000	1,000	2,000

(4) 衛星普通契約

有料契約見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
年度初頭契約件数	44,000	45,000	△ 1,000
年度内新規契約件数	0	2,000	△ 2,000
年度内解約件数	0	3,000	△ 3,000
年度内増加契約件数	0	1,000	△ 1,000

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成12年度	平成11年度	増 減
年度初頭契約件数	12,000	13,000	△ 1,000
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	1,000	△ 1,000
年度内増加契約件数	0	1,000	△ 1,000

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	25,424,000	534,000	9,971,000	44,000	12,000	35,985,000
年度内増加契約件数	△ 170,000	△ 60,000	700,000	0	0	470,000
年度末契約件数	25,254,000	474,000	10,671,000	44,000	12,000	36,455,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	合 計
年度初頭契約件数	250,000	8,000	49,000	307,000
年度内増加契約件数	2,000	0	4,000	6,000
年度末契約件数	252,000	8,000	53,000	313,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,064,000	20,530,000	830,000	25,424,000
年度内増加契約件数	△ 38,000	△ 145,000	13,000	△ 170,000
年度末契約件数	4,026,000	20,385,000	843,000	25,254,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	179,000	69,000	2,000	250,000
年度内増加契約件数	1,000	1,000	0	2,000
年度末契約件数	180,000	70,000	2,000	252,000

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	128,000	381,000	25,000	534,000
年度内増加契約件数	△ 22,000	△ 35,000	△ 3,000	△ 60,000
年度末契約件数	106,000	346,000	22,000	474,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	合 計
年度初頭契約件数	8,000	8,000
年度内増加契約件数	0	0
年度末契約件数	8,000	8,000

(3) 衛星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	594,000	8,876,000	501,000	9,971,000
年度内増加契約件数	50,000	560,000	90,000	700,000
年度末契約件数	644,000	9,436,000	591,000	10,671,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	15,000	32,000	2,000	49,000
年度内増加契約件数	0	4,000	0	4,000
年度末契約件数	15,000	36,000	2,000	53,000

(4) 衛星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	8,000	35,000	1,000	44,000
年度内増加契約件数	0	0	0	0
年度末契約件数	8,000	35,000	1,000	44,000

(5) 特別契約

区 分	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,000	8,000	12,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	4,000	8,000	12,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係	12,264人
建設関係	197
合 計	12,461

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内195人の削減を見込んだものである。

平成12年度資金計画

1 資金計画の概要

平成12年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額7,486億576万7千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額7,538億3,152万8千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,313億2,128万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額6,292億4,463万8千円を予定する。

放送債券については、100億円、長期借入金については、124億3,029万4千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金105億3,700万円、放送債券償還積立資産の戻入れ25億6,000万円、建設積立資産の戻入れ82億1,195万2千円、国際放送関係等交付金収入22億7,497万7千円、有価証券の売却579億円、受取利息その他の入金154億4,690万6千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,486億576万7千円である。

3 出金の部

事業経費5,656億6,906万4千円、建設経費798億円、放送債券の償還25億6,000万円、長期借入金の返還48億8,500万円、出資15億9,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ47億1,200万円、建設積立資産への繰入れ99億5,600万円、有価証券の購入592億円、支払利息その他の出金254億5,946万4千円を合わせ出金額は、総額7,538億3,152万8千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	50,680,000	89,737,492	58,624,533	89,544,837	—
2 入 金	223,857,094	123,052,282	230,693,494	171,002,897	748,605,767
受 信 料	209,538,465	113,971,589	205,762,997	99,971,587	629,244,638
放 送 債 券	0	0	10,000,000	0	10,000,000
長 期 借 入 金	0	0	0	12,430,294	12,430,294
固 定 資 産 売 却 代金	10,235,650	40,450	220,450	40,450	10,537,000
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 戻 入 れ	0	0	0	2,560,000	2,560,000
建 設 積 立 資 産 戻 入 れ	0	0	0	8,211,952	8,211,952
交 付 金 収 入	493,217	499,612	785,092	497,056	2,274,977
有 価 証 券 売 却	200,000	5,800,000	9,400,000	42,500,000	57,900,000
受 取 利 息 其 他 の 入 金	3,389,762	2,740,631	4,524,955	4,791,558	15,446,906
3 出 金	184,799,602	154,165,241	199,773,190	215,093,495	753,831,528
事 業 経 費	141,112,037	120,040,098	153,904,166	150,612,763	565,669,064

建設費	9,106,164	14,162,208	19,823,655	36,707,973	79,800,000
放送債券償還	0	0	0	2,560,000	2,560,000
長期借入金返還	4,885,000	0	0	0	4,885,000
出資	195,000	1,339,300	9,200	46,500	1,590,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	4,712,000	4,712,000
建設積立資産繰入れ	0	0	0	9,956,000	9,956,000
有価証券購入	24,100,000	12,000,000	20,100,000	3,000,000	59,200,000
支払利息その他の出金	5,401,401	6,623,635	5,936,169	7,498,259	25,459,464
4 期末資金有高	89,737,492	58,624,533	89,544,837	45,454,239	—

日本放送協会平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成12年2月

郵政大臣

日本放送協会平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画は、業務の効率化に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める。

なお、協会は、公共放送の使命にかんがみ、我が国の放送の発展に資するよう、その役割を積極的に果たしていくべきであり、また、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に留意すべきである。

記

- 1 受信料の公平負担の観点から、衛星契約を含む受信契約の締結及び受信料の収納を促進し、特に、衛星デジタル・テレビジョン放送に限定受信機能を活用した自動表示メッセージ・システムを導入するに当たっては、その効率化かつ適切な運用に努めること。
- また、デジタル放送の開始に伴う新たな受信料の設定等受信料体系について、デジタル放送の普及状況等を勘案しつつ、検討を進めること。
- 2 業務の見直しにより一層の効率化を図るとともに、平成9年12月の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」の趣旨を踏まえ、その各事項の推進に一層努めること。
- 3 協会の経営に対し、視聴者の十分な理解が得られるように、関連団体等を含めた財務内容・業務内容の開示に一層努めること。
- 4 衛星デジタル・テレビジョン放送を実施するに当たり、その特質を最大限に生かした番組を放送し、その普及を図るとともに、文字・図形等のデータを併せ送る放送については、多様化、高度化する、視聴覚障害者等を含む公衆の需要や地域社会の要望にこたえること。
- 5 地上放送のデジタル化の速やかな実現に向け着実に取り組むこと。
- 6 豊かな放送番組の提供と公正な報道に努めるとともに、視聴覚障害者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充すること。

7 非常災害時等における視聴者への確実・迅速な報道手段や夜間における高齢者の安心の拠り所として、中波放送の重要性が再確認されていることにかんがみ、その受信障害の早期解消に向け一層努めること。

8 日本語による海外在留邦人向け番組を充実するとともに、多言語化の推進や日本語習得のための番組を拡充し、幅広い我が国文化等を紹介し国際社会における我が国に対する認識を深めるため、国際放送の一層の充実を図ること。